

議会議案第7号

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置を求めることに関する意見書の提出について

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成23年9月30日提出

提出者 鎌倉市議会観光厚生常任委員長
飯野真毅

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置を求めることに関する意見書

漁業は、国民の健全な食生活に求められる水産物を供給するとともに、環境・生態系の保全等を通じ、豊かな国民生活の基盤を支えており、国産水産物を安定供給し続けるためには、漁業者の経営安定が不可欠である。

しかしながら、我が国の漁業経営を取り巻く情勢は、燃油価格の高騰、漁業就業者の減少と高齢化、水産資源の状況の悪化、魚価の低迷など、非常に厳しいものとなっている。

このような中、漁業用軽油に対する軽油引取税の免税措置が廃止された場合、漁労支出に占める燃油の割合が極めて高い漁業経営は、深刻な影響を受けることは明白であり、特に、軽油を主たる燃油とする沿岸漁業においては、零細の漁業者が多いことから、漁業者への直接的な経済打撃となり、廃業を余儀なくされることも予想される。

よって、国においては、第一次産業を取り巻く環境に配慮した総合的な視点を持ちながら、水産基本法の基本理念を踏まえ、漁業の健全かつ永続的な発展を図るとともに、水産物の安定的な供給を確保するため、漁船の動力源の用途となる軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月30日

鎌倉市議会